

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇―一〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくごう

■巻頭言■

何をするか、何をなすべきか

本村 充・2

「新型コロナウイルス感染症」に問われていること

小山、上野論争に寄せて

原野人・4

コロナ禍転じて、反転攻勢に決起しよう!

稲村 守・7

― 関生役員の全員奪還から9・6大集会の1万人超実現へ! ―

労働契約法 20条 ― 待遇格差禁止

山下 俊幸・8

― 民間企業における非正規労働者問題を考える (四) ―

読者からのおたより

・・・・・・・・・・ 12

旬刊社会通信

NO.1315

二〇二〇年七月一日号

二〇二〇年七月一日発行
(毎月一日・二五日二回発行)

何をするか、何をなすべきか

新型コロナウイルス感染症に問われていること

基本に立ち返る 何をするか、何をすべきか。何事もそうですが、常に基本に立ち返るところから本質的なものが見えてきます。感染症予防の基本は「手洗いとうがい」と私は教えられてきました。これは戦後間もない不衛生な環境の中で、様々な感染症を防止するために出されてきたものです。もちろん物理的に細菌やウイルスを洗い流すということがあります。しかし私はそれ以上に「意識」の問題が大きいと思っています。

人間は様々なものに働きかけるときに手を使います。意思を伝達するために言葉を使い、口を使います。そして手と口は食べ物や飲み物を摂取するための重要な器官です。何らかの事故、疾患等で欠損した場合は別として、これはすべての人に共通なものです。誰でも可能なものです。これを感染症予防という目的に向けて共通化し、習慣化したものが「手洗いとうがい」だと思います。

つまり、「手洗いとうがい」という行為を通じて「感染症予防」という意識を全体化していき、その先にある、安全、衛生という意識、それを保障しうる体制の確立の必然性が出てきたのではないかと思います。この意識自体が揺らいできた結果が今ではないかと思えます。例えば、PCR検査の窓口となる保健所は、1993年度に884箇所ありましたが、1994年度の保健所法の「改正」で今(2020年)では469箇所にまで削減されています。これは「予防」という観点を欠落したものであり、「安全、衛生」という面での軽視、後退にほかなりません。「営業自粛」「外出自粛」を声高に言う前に、「感染症」を軽視し、今の事態を招いたおごりと無責任さをこそ問うべきです。

身体を動かす もう一つ、私のライフワークである身体を動かすと言うことについてです。これについては物理学、生理学、心理学、生物学等々様々な分野からのアプローチがあります。それぞれの専門的な研究分野については私の述べるところではありません。私自身が「太極拳法」の稽古を続ける中で自分なりに感じ取ったことをここでは記したいと思います。

身体をなぜ動かすのか。まず身体の動きには、意識的なものと無意識的なものがあります。無意識的なものとは、生理的、本能的なものです。人の内臓(消化器系、循環器系等)の動き、排せつ等がそれです。人の意思とは無関係に動いています。

意識的なものとは、意識して動くことすべてを含みます。ある「目的」を達成するために動く行為といっても良いかと思えます。衣、食、住に関わるすべてのことが意識的行為ということになるのではないかと思います。

人は何のために意識的に身体を動かすのか。生きるため？ もちろんそうですが、それだけでは不十分です。なぜならば、人以外の動物が食べ物を取得するために動く行為は、意識的なかということです。それは、生理的、本能的なものです。よく動物は「狩り」の仕方を子に教えたりしますが、それは教えるという意思ではなく、個体の遺伝子を引き継いでいくという本能的なことなのです。

人だけが意識的に身体を動かすことができます。意識的に身体を動かすということは、意識的に身体を動かすことが可能だということです。対象物に対して働きかける行為の過程の中でそれを立証するのが一般的ですが、まず目的があります。何でその対象物に働きかけるのかということです。そして計画があります。どういう風にしたらその目的が達成できるかということです。

意識 最後に手段です。何を用いて目的を達成するかということです。意識して動かすということは、この過程を身体の中に体現させてはじめて可能となるものです。もちろん、現象的には、それは自然に、あたかも無意識のうちに行われているように見えますが、内的には、意識が働いているのです。このように個々が意識するしないに係わらず、人の動きは多かれ少なかれ意識的なものです。

「人は何のために意識的に身体を動かすのか」ということは、先に述べた動作行為のプロセスを身体に意識化、習慣化させるための身体作用の一つであると考えられます。何のために。これは憶測の域を出ませんが、一般的に動物の持つ本能的なものを人間はその進化の過程で縮小してきたのではないかと思います。

それはおそらく人間が二足歩行になり、手を使い脳が発達していくにつれてその必要性がなくなってきたからだと思います。そしてそれに代わるものとして「意識」が発達し、その作用で身体を意識化、習慣化する必然性が出てきたということではないかと思えます。ある意味では、人の動作のほとんどが「意識」によって規定されるといつて良いのかもしれませんが。

逆に言えば、「意識」によって人の動作は変わりうる、身体は変わりうるということです。例えば、スポーツ、武術（武道）、舞踏など身体を動かすパフォーマンスは様々ありますが、共通しているのは身体の「姿勢」です。身体軸を意識し、身体軸を地球の重力に対して、その延長上に垂直に保つことです（『姿勢』についての技術的な事に関してはまた別の機会にしたいと思います）。

姿勢 重力の負担、影響を極力減らして、無駄な動きを省くことでシンプルな身体の動きの体現に繋がります。（もちろん技術的な面での探究も前提ですが）。「姿勢」を意識して整えることだけで身体は様々に変化します。軸が重力に対してほぼ垂直ですから、首、肩、腰、膝に余分な力がかからなくなります。身体のゆるみが出てリラックスタイムになります。そうすると、血液、ホルモン、情報伝達物質等の滞りがなくなり循環がよくなります。意識的に「姿勢」を整えるだけでもこれだけの効果があります。それを維持したまま「歩く」という行為を付け加えると、さらに効果が上がります。足の裏の土踏まずへの刺激とふくらはぎの筋肉は、重力によって下降した血液等を上に押し上げる役目を果たします。循環機能が強化されます。これらは、結果として「免疫作用」の向上へと、繋がるものだと思います。

さらに「身体」は、自然、社会と直接接する存在そのものであり、それを通じて私たちは、自然、社会との係わり方を習得していきます。その場合にも当然意識がかかわってきます。どう意識するかによって身体の係わり方も違ってきます。「目的」「計画」「手段」、この具体化と体現化が、今後の私たちにとって極めて重要な課題となってくると思います。

（2020年5月10日、本村 充）

小山、上野論争に寄せて

二人の論争への感想

新社会党新潟県本部の小山一郎さんと党政委員会・新協会の上野義昭さんとの論争が送られてきた。一読後次のような感想を送っておいた。

「小山、上野論争は完全に小山さんに軍配ですね。」

上野君といい大森君といい、すっかりルンペンインテリ、あるいは小ブルジョアインテリとなつて、いよいよ別世界を泳いでいます。

大勢の生命が奪われる緊急事態に、たった1回の一人10万円給付さえ、独占資本の国家では上を下への大騒ぎの果てにようやく決まった事だったのに、これを永続的に毎月給付させるベーシックインカムの空想的屁理屈へ我田引水しようとは！

小ブルジョアインテリの面目躍如です。」

上野君らには、量の変化が質の変化に転化することさえ理解できないらしい。

救助されたか大森君

大森太郎君（新協会代表、党副書記長）などは、イタリア政権が公約したBIをこれぞと高く評価したのに、当初から破綻してしまつてすっかり困惑していたところ、コロナ禍の一律10万円給付に助けられた思いではないか。マルクスや向坂をすっかりリセットした自分の理論的破綻が、コロナ禍と上野君に救助されたつもりではないか。

上野君などは、ここ何年来BIの導入で党を混迷させたことを詫びるどころか、自慢するありさまである。小ブルジョアの空想的社会主義に逆行していることも自覚できない。

「政策委員会ニュース」といい、「コンパス21」といい、党の出版が上野君や大森君らに私物化されているかのごとく、この諸君に不都合な論文は目につかない。

「コンパス21 No.23」は巻頭に橋本健二早大教授の論文をおく。氏は生産手段に対する関係に基づくマルクスの階級論を否定し、アメリカ大衆社会学の非科学的手法によつて搾取の何かも知らない。『社会通信』1273〜6号、滝野忠論文参照)

マルクスと向坂

向坂逸郎は小ブルジョアインテリについて、こんなことを書いている。

「かれらは、その教養とその個人的地位からいつて商店主たちと天と地ほどもかけはなれているかもしれない。彼らを小ブルジョアの代表者に行しているものは、店主が生活のなかでつけてこえない限界を彼らが頭の中でつけてこえないという事実であり、それゆえに、店主が物質的利害と社会的立場によって実践上かりたられるのとおなじ課題と解決に、かれらが理論上駆り立てられている、という事実である。ある階級の政治上および文筆上の代表者の、かれらの代表する階級にたいする関係とは一般にこのようなものである。」(マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』、岩波文庫版58頁)

この言葉に、わたくしは深い興味を感じる。ことに「かれらは、その教養とその個

人的地位からいって商店主たちと天と地ほどもかけはなれている……」「……商店主が生活のなかでけつしてこえない限界を彼らが頭の中でけつしてこえない」というくだりを読むごとに、私は、マルクスの表現の見事に感嘆しおおくことを知らない。深遠な哲学で脳細胞をうずめつくした学者も、階級的な利害に関しては、床屋さんの限界をこえない。あるものは、独占資本の支配の限界をこえない。」（向坂逸郎『資本論と現代』法政大学出版局、9〜10頁）

上野君の主張と塚本健さん

上野君や大森君を小ブルジョアインテリ、ルンペンインテリと呼んでは言い過ぎではないかという批判を受けることも予想したのであるが、逆に多くの仲間から賛同を得た。

上野義昭君といえは新協会きつての理論家で、『勝利の展望―社会主義協会新テーズ』の主要部分を執筆している。そこでは「国家独占資本主義の破綻とそれに代わる新自由主義」と規定している。「独占資本の多国籍化」も強調する。

少なからぬ人々は、国家独占資本主義の従来の政策が破綻して新自由主義政策がとられるようになったという意味だと、善意に解釈する。しかし上野君らの主張はそうではない。

国家独占資本主義の破綻によって、新自由主義が国家独占資本主義にとって代わってしまった、国家独占資本主義は消滅してしまったというのである。

この謬論に憤慨された塚本健さんは、かつて『科学的社会主義』の編集長を辞められた。

普通の人は「独占資本の多国籍化」は、グローバル化した独占資本と解釈する。しかし上野君らにあっては、多国籍化した独占資本は独占資本でなくなってしまったらしい。多国籍企業は独占資本ではないというのである。

上野君らには社会主義と資本主義の違いも分らない。中国は今や資本主義にすっかり変質し、大富豪（独占資本）が支配する対極に、失業者や半失業者があふれ貧困が蓄積しているのに、憲法に社会主義とあるから社会主義国であるとす。ここにもB Iはないが。

国家論は消えバラマキだけに―橋下君に共鳴？

一方ではマルクス・エンゲルス・レーニン・向坂によれば、国家独占資本主義は資本主義最後の段階である。では新自由主義とは資本主義ではなくなっているのか。

今日の国家の支配階級は一握りの独占資本を頂点とする資本家階級である。国家権力は独占資本が握っており、権力は独占資本に属している。では多国籍企業は国家権力を握っていないのか。権力はどこにあるのか。多国に分散したのか。死滅したのか。

このようにルンペンインテリ、小ブルジョアインテリは、国家論も権力論も持たない。搾取に対する正しい認識もない。彼らにあるのはただ普遍主義的なバラマキだけである。かくして彼らは日本維新の会と基本的に違わない。彼らに魅力的なのは反緊縮やバラマキの橋下君の思想である。橋下君といっ手を組んでも軍門に下つても少しも不思議はない。

「深遠な哲学で脳細胞をうずめつくした学者も、階級的な利害に関しては、床屋さんの限界をこえない。あるものは、独占資本の支配の限界をこえない。」と小ブルジョアインテリをマルクスによりながら批判した向坂の言葉は実に的確である。

プロレタリアートの独裁

我が党の『21世紀宣言』には「主要な生産手段をはじめすべての巨大企業を一握りの大資本家（大株主）の手から、すべての働く者と市民の社会的共有物に移行するのは当然です」（15頁）として、これらを実現していくためには「先進的な歴史的任務を持つ労働者階級の力に支えられた、働く人びとの強固で持続的な社会主義政権を確立しなくてはなりません。」（16頁）と規定している。これは左社綱領の表現を継承したプロレタリアート独裁の理論である。上野君らのテーゼにはみじんもない理論である。

小ブルジョアインテリの夢想

小ブルジョアインテリには、独占資本の支配も国家権力も目に入らない。普遍主義的にばらまいた後では法人税や所得税などの累進税率を存分に引き上げればよいとする。例えばかつての税率に戻せば歳入を超える十分な歳入を得られるとする。

だが考えてもみよう。かつてのかなり高い税率が、今日では何故かくも低くなってしまったのかを。独占資本にとってますます激化するグローバルな競争の中で、自国の累進税率を引き下げるのは不可欠なことであった。だからだ恐慌や慢性的な不況の中では、満足な利潤を確保することが困難になっている。ましてやコロナ禍のなかで、工場の一斉休業や低稼働率を強いられ、法人税や所得税の累進税率を昔に戻すなどは独占資本とその国家にとってあり得ないことである。独占資本を孤立化させ追い詰めた状況なら別として。

他方では保険料も含め、大衆増税を進める。格差が拡大し、深刻な窮乏が増大するとともに、貧困層への対策が増えざるをえない。誰にも人間らしい生活の保障をと憲法にも掲げている以上は、その費用が増えざるを得ない。「貧乏人同士で助け合え」という形を基本にしながらも、保守政権への支持をつなぎとめるためには、野党の政策を全面否定するわけにもいかず、少しはパクル必要もある。部品等を安価に納入させる中小零細企業の倒産を防ぎ、休業を支援するための給付金の必要も生まれている。何よりも自分たちのための巨大で無駄な公共投資から軍備拡大に至るまで、大衆増税で浪費すべき予算も増大する。

こうして独占資本が悠然と支配している国家が、福祉向上のために累進税率を引き上げるなどというのは、小ブルジョアインテリやレンペンインテリの夢想でしかない。

労働力が商品のままの分配で格差や困窮をなくせるか

たびたび引用するようにマルクスは『ゴータ綱領批判』で次のように述べている。「いつの時代にも消費手段の分配は、生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない。しかし、生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である。たとえば資本主義

的生産様式は、物的生産条件が資本所有と土地所有というかたちで働かない者のあいだに分配されていて、これにたいして大衆はたんに人的生産条件すなわち労働力の所有者にすぎない、ということをと土台にしている。生産の諸要素がこのように分配されておれば、今日のような消費手段の分配がおのずから生じる。物的生産条件が労働者自身の共同的所有であるなら、同じように、今日とは違った消費手段の分配が生じる。俗流社会主義はブルジョア経済学者から（そして民主主義者の一部がついで俗流社会主義者から）、分配を生産様式から独立したものととして考察し、また扱い、したがって社会主義を主として分配を中心とするものであるように説明するやり方を、受けついでいる。真実の關係がとつきの昔に明らかにされているのに、なぜ逆もどりするのか？」（『マル・エン全集』第19巻22頁）。

生産手段を労働者自身の共同的所有にしないままで課税等で搾取をゼロにはできない。普遍主義的なバラマキで困窮をなくすなどという思想は木によって魚を求めめるに等しい。

ドイツの左翼党のよ

上野義昭君によれば、ドイツ左翼党にもBI賛成論者も原発肯定論者もいるという。かつてドイツに留学した筆者の友人によれば、マルクスやエンゲルスが意外に読まれているらしい。旧東独の弱さも今日の左翼党の弱さもそこにあった。小ブルジョアの理論が新社会党を混乱させていることは、我が党の強みではなく弱みなのである。

（原 野人）

コロナ禍転じて、今こそ反転攻勢に決起しよう！

― 関生役員の全員奪還から9・6大集会の1万人超実現へ！ ―

おごれるものも久しからずと言います。

作用と反作用 中東への自衛隊派兵からコロナ騒動で明けた2020年も今月で半分が終わります。新型コロナ菌がうごめかなかつたら、わが国は今頃ちようどオリンピック一色となっていて、夏にオリ・パラ本番に突入し、その「国威発揚」の興奮冷めやらぬまま、参議院の野党議員数名を取り込んで、秋の日本国憲法9条改悪の国民投票に突き進んでいただろうことを考えると、コロナ騒動のため息ばかりつく必要もないだろうと思います。

コロナ禍でお亡くなりになった方々に哀悼の意を表しつつ、私たちは災い転じて福となすで反転攻勢に今こそ決起しなければなりません。アベノマスクは未だに届かず、ふざけ切った腐れ切った政治の下では、派遣切り・雇止め・休業未補償で虫けらのように扱われている非正規労働者のうめきが聞こえてきます。私自身今の瞬間も、コロナ労働相談の渦中にあり、4月は月平均30件に79件の相談、5月は連休があったにもかかわらず49件、平日10時から18時まで、電話・面談に明け暮れ昼休憩も取れませぬ（京都労働相談センターのボランティア）。

奪還

しかし一方、なんと2年近く継続されている労働組合への大弾圧攻撃…連帯ユ

ニオン関西地区生コン支部の武建一委員長と湯川裕司副委員長の大阪・京都拘置所からの奪還を、5月29日と6月1日の夜に、641日ぶり（武さん）と644日ぶり（湯川さん）に果たすことができました！

これは2年間近い心ある労働者・市民のご支援のたまものですが、とりわけこの5月18日から29日まで平日10日間連続して取り組まれた「コロナ感染からかなまの2人の仲間の命を守れ！ 京都地裁前スタンディング行動」で大津地裁も大阪地裁も了解している保釈を、拒み続ける京都地裁刑事部長の責任追及を大衆的に行ってきた闘いの成果です。

かなま勝手連・しがや行動主催の反弹圧京滋実行委員会の情勢分析の的確さと方針の正しさを実体験で確認したところです。黒川前検事長の問題から、従って安倍政権の失策から民衆の目をそらそうと、逃げも隠れもはやできない「京アニ事件容疑者逮捕劇」をでっちあげねばならなかった安倍政権の敵失（武委員長と同じクラスターが発生していた大阪拘置所に逮捕・勾留した。そこは医療体制が完備していなければならなかった！ 高齢で基礎疾患のある武委員長にもしものことがあればその話はそのようになる！）に、しぶとく大衆行動でくらいついた私たちの勝利でもありました。

反弹圧闘争はこれで新しいステージで、裁判闘争勝利と組織・運動の拡大に向けて反転攻勢めざして闘われます。

反原発そしてJAL闘争 次は、9月6日に延期されました。老朽原発うごかすな！ 大集会inおおさか”の1万人を超える大結集での若狭3原発（高浜1、2と美浜3号機）の再稼働阻止闘争です。関西原発マネー問題と広島高裁仮処分決定と特重施設（テロ対策）の未完成問題、そして3密の原発労働へのコロナ感染者発生危険性の追求で勝利できれば、13年後に若狭15基の原発全廃、29年後に54基の日本中の原発全廃が達成されます。

国鉄闘争後の大型解雇争議であるJAL165名のベテランパイロット・CAの不当解雇撤回闘争も、本年大みそかで丸10年です。不当解雇を実行した責任者で今もなお現社長や会長に絶大な影響力を持つ、稲盛和夫名誉顧問（JALでも京セラでも同じ肩書）への大衆行動での責任追及が求められます。

6月13日には、京都市左京区岡崎のリニューアルオープンした京都市京セラ美術館（京都市民の反対を無視し、札束でほったをひっぱたき50億円で50年の命名権買い取り）前での抗議宣伝行動が初めて実施されます。JAL会社は不当労働行為が最高裁で断罪されているのに、のらりくらりと引き延ばし作戦です。

今こそ、日本中の労働者・市民は反転攻勢、コロナ禍転じて勝利獲得に決起すべきときです。
(2020年6月3日、稲村 守)

労働契約法20条―待遇格差禁止

― 民間企業における非正規労働者問題を考える(四) ―

5、労働契約法20条―正社員と非正規労働者の不合理な待遇格差を禁止

非正社員の待遇を改善するため、2013年4月に施行された改正労働契約法に盛

り込まれた。パートや契約社員など有期契約で働く人と、正社員など無期契約で働く人の労働条件に不合理な差をつけることを禁じている。基本給だけでなく、手当や福利厚生も対象になる。不合理かどうかは、仕事の内容や責任の程度、配置転換や人事異動の有無などを考慮して判断する。(2018年2月22日、朝日新聞)

(1) 「無期雇用逃れ解雇など不等」―外国人講師ら提訴

・通訳・翻訳サービス提供業「サーマル・インターナショナル」から解雇や雇い止めされたのは無期雇用への転換を避けるためだったとして、有期雇用で契約していた外国人5人が2019年3月27日、同社に復職等を求めて提訴した。

会見した原告らは「有期契約多い外国人の雇用が安定するよう適切に扱うべき」と強調。同じ職場で契約更新し、5年を超えた場合に無期雇用へ転換する改正労働契約法が2018年4月から本格的に始まったが、同社は直前の3月末で原告らの部署を閉鎖するとして2017年11月以降に解雇などを通告した。原告らの他に解雇された外国人は約100人いる。(2019年3月28日、東京新聞)

・私立中高一貫校の横浜・橘学苑―6年で教員72人退職―非正規使い捨て

元経団連会長の故土光敏夫氏が理事長を務めた学校法人橘学苑(現在・理事長は土光氏の長男の陽一郎氏)が運営する中高一貫校で、非正規雇用の教員の雇い止が相次ぎ、大量の退職者が出ている。学苑側は昨年度までの6年間で72人が退職したとしているが、複数の学校関係者は「より多くの仲間が職場を去った」と主張、退職者は120人近いと訴えている。

改正労働契約法には、非正規労働者の雇用安定を図るため、有期雇用が5年を超えれば無期に移行できる「無期転換ルール」がある。「非正規の使い捨てとも呼べる状況で無期転換ルールの趣旨に反している」との指摘もあるが、橘学苑は「契約時に(期間の上限を)確認した上で締結しており、期間満了による契約終了と捉え、教育上の影響はない」としている。

学校関係者によると、同校には正規採用の「専任」と、非正規雇用の「常勤」と「非常勤」講師がいる。いずれもクラス担任や部活の指導も受け持つ。学苑の説明では80人前後いる教員のうち、多い年で16人が退職。退職した72人のうち、63人が非正規の「常勤」「非常勤」の講師だった。(2019年4月13日、東京新聞夕刊)

・私立―非正規依存大きく「無期転換ルール」逃れも

全国私立学校教職員組合連合(全国私教連)が、文科省の学校基本調査から推計したデータでは、私立高の教員のうち非正規の割合は2017年度で約42%。実数は「もつと多い」との指摘もある。(2019年4月13日、東京新聞夕刊)

(2) 正社員と非正規社員の待遇格差が争われた訴訟―最高裁判決(18年6月1日)

会社 雇用形態 最高裁判所の司法判断

・長澤運輸 定年後の再雇用 賃金引き下げは不合理はない。

精勤手当、超金手当の格差は不合理。

- ・ハマキョーレックス 契約社員 通勤・無事故手当、作業手当、給食手当、皆勤手当の差は不合理。住宅手当は不合理ではない。

- ・メトロコマース 契約社員 大半の賃金・手当の差は不合理 東京地裁
退職金(4分の1)、住宅手当支払い命令 2019年2月20日 東京高裁

- ・日本郵政―契約社員 年末・年始勤務・住居手当の差は不合理 東京地裁
住宅手当の差は不合理 大阪地裁

二審の東京高裁も、非正規の待遇格差は不合理
日本郵政では、約19万人の非正規が働いている。

- ・井関農機 契約社員は正社員と同じ仕事をしているのに家族手当や住宅手当を支払わないのは労働契約法に違反とし賠償を命じた。 松山地裁

- ・KLMオランダ航空の雇い止め無効―乗務員の無期転換認める。

契約社員だった客室乗務員(CA)の女性3人が、労働契約法上の「無期転換ルール」に基づき、無期雇用に転換するとの申し入れを拒否され雇い止めにされたのは無効として、KLMオランダ航空に職場復帰を求めた労働裁判で、東京地裁が無期転換の成立と雇用継続を認める判断したことを3人が所属する労働組合が明らかにした。裁判所の言い渡しは2019年8月19日付。(2019年8月21日、東京)

- ・バイトに賞与支給命令―大阪医科大訴訟で大阪高裁

大阪医科大の50代の女性元アルバイト職員が、正社員らと同じ仕事なのに賞与がないのは、待遇格差は違法として差額分を請求していた訴訟で大阪高裁は一番の大阪地裁の敗訴を変更し、労働契約法20条に違反するとして差額分の約109万円の支払いを命じた。判決理由で「月給制で正社員より労働時間が短い有期契約社員には、正社員の8割の賞与があるが、アルバイト職員には全く無いのは不合理」と指摘。本来なら約6割分が支給されるべきで、これを下回るのは不合理としたほか、夏の有給や病欠中の賃金、求職給の格差も一部違法とした。(2019年2月16日、東京新聞夕刊)

(3) パート・アルバイトや派遣で働く、非正規労働者の数はこの10年で約280万人増加し、2018年に2120万人となっている(総務省「労働力調査」)

東洋経済オンラインは、昨年に続き、上場企業で働く非正規社員の実態を調査した。「非正規労働者」の多い企業のランキング第3弾として、5年前と比べて非正規雇用に大きく増やした上位500社の最新ランキングを調べて公表。

データは各社の決算期に合わせて、2017年12月期〜2018年11月期と2012年12月期〜2013年11月期を比較して非正規社員人数の増減を調べた。

「非正規」の人数は有価証券報告書の従業員数の注記に、「非正社員」が「臨時従業員」として開示されている人数を取得したもの。

有価証券報告書では、期間従業員やパートなどの臨時従業員数が1割以上占める場合に、年間の平均人数を開示することが義務づけられている。ベスト500位から

(東洋経済オンライン、2019年4月5日)

順位	社名	非正規社員数	5年前比増加数
1、	イオン	26万2958人	7万 343人
2、	ファーストリテイリング	7万1840人	4万8305人
3、	ユニー・ファミリーマート	3万1756人	2万6962人
4、	フジクラ	1万8646人	1万3546人
5、	デンソー	3万5501人	1万2821人
6、	コロライド	2万	1万1925人
7、	福山通運	2万5010人	1万1449人
8、	日本ハウズイング	2万3847人	1万1392人
8、	SOMPO ホールディングス	1万6719人	1万1333人
10、	スズキ	2万7886人	1万 571人

① 非正規労働者の年齢別統計 (総務省発表)

- 24歳以下 241万人、25〜34歳 279万人、35〜44歳 384万人、
45〜54歳 399万人、55〜64歳 413万人、65歳以上299万人。
② 非正規労働者の賃金―正規労働者の 57%。(2016年3月23日、毎日)
(フランス 89・1%、ドイツ79・3%)

③ 65歳以上の男性高齢者の就業率は上昇中―労働政策研究所2017年版

日本 31・3%。アメリカ 23・4%。カナダ 18・0%。イギリス 13・7%。
ドイツ 8・6%。フランス 3・6%。イタリア 6・6%。
日本の高齢者は年金給付金の削減や政府の70歳からの年金給付の開始を検討していることから高齢者でも働く以外にない。

(4) 「臨時雇用」

過去には旧国鉄でも臨時雇用員で採用され、その後正職員になるケースが多かった。民間でも「臨時工」「季節工」は存在し、闘いの中でその後正社員になっている。生涯臨時雇用工など耳にしたことがない。

(5) 「偽装請負」

労働者派遣法と違い、企業が仕事を丸ごと業者に任せる請負契約では、企業側に労働者へ作業を指示するなど指揮命令する権利はない。「偽装請負」は作業の指示・指揮命令は企業が直接行う。賃金に相当する部分は通常の請負業者と同様に外注費として消費税の控除対象となり低く抑えることができる。

(6) 「ひとり親方」制度

労使関係がなく労働者としての保護は受けられない。使用者が支払うべき社会保険料の負担もなく、賃金に相当する部分は「偽装請負」同様に、外注費として消費税を低く抑えることができる。更に労働者は毎年所得税の確定申告をしなければならない。

労働者の権利

労働者派遣法の廃止運動を開始しよう。私はユニオン運動を高く評価している。し

かし、派遣労働者など非正規労働者自身が労働者意識を持つ必要がある。そのために非正規労働者の組織化と学習を一体的に進める。

そのためには正規労働者・労働組合は派遣労働者、非正規労働者の労働実態、不安定な雇用問題に対して真正面から向き合い、企業内で労働者間の「同一労働・同一賃金」・労働条件・待遇、身分の同等化を求め、正規労働者にさせる闘いを始めるための議論を開始しよう。最低賃金の引上げ要求だけでは根本的解決にならない。

不安定雇用から安定・安心の雇用へ正規雇用を増やす闘いが求められている。労働者の権利は主張することで始まり、闘いによって実現し、団結で守られる。

(山下 俊幸)

◇読者からのおたより◇

感想 『通信』六月十五日号に眼を通し、原野人さんの論文にはいつものように刺激を受け、ヤル気を燃やしています。原さんの『空想より科学へ』の引用文献というか紹介は、「旧訳」のそれからでしたので、あらためて「旧訳」の岩波文庫版(旧字体)にも目を通していますが、いくつか発見がありました。

一つは、訳者の序(一九四六年二月)でのこの書における堺利彦の訳業についての下りが、現行版(一九六六年三月改訳版)より詳しいこと、次に現行版にある「各章のタイトル」や「訳者頭注」が旧版にはないこと、等々。

蓑輪さんの『宣言』も、「一九七一年改訳版」を使っておられるので、久しぶりに古い『宣言』を取り出しました。多くの人は、活字も大きくなって現行版Ⅱ「二〇〇七年四月改版」を使っているのではないのでしょうか。

『宣言』の「解説」の中で向坂先生は「なお、『共産党宣言』については、拙稿『共産党宣言』百年』(『唯物史観』第四号)……を参照されたい。」と記しています。この論文は『マルクス経済学の基本問題』(岩波書店)の中に収録されています。読まれていると思いますが、是非、蓑輪さんに再読をお勧めください。万一、蓑輪さんがお持ちでないようでしたら、私が差し上げます。一九八〇年代後半に、「初版」を神田の古本屋で見つけ、つい買ってしまった予備のものがあります。**堺利彦** 『宣言』と『空想より科学へ』の翻訳と日本での普及についての情熱、堺利彦のそれは、尋常ではないと思います。堺は、これらを正しく伝えたいと、自身にも言い聞かせていたと思います。このことは、少しずつまとめたと思います。

堺は明治三十六年六月、『社会主義研究』第四號に『科学的社會主義』として、『空想より科学へ』を訳出掲載するとき、「此書は、『共産黨宣言』及び『資本論』と共に近世社會主義の三經典と稱せらるゝ名著である」と紹介しています。そして独自に、例えば第一章は八の節に分け、それぞれに「小見出し」を付けています。堺流の工夫というか、堺の読み方、理解の仕方なのだと思いますが、私の現在知る限り、改訳を重ね、計八回、異なった版として「出版」されていますが、その「小見出し」の推移にも、感じ入るものがあります。

今日から梅雨入り?というはずでしたが、晴れ、夏日ですが風も心地よい信州松本です。

(二〇二〇年六月十一日、信州松本・中澤秀行)

兼子千栄子さんの短歌から

* ちりじりに なりし仲間の 近況も 通信繋ぐ 小さな しあわせ